

平成20事業年度

監事の監査報告書

監 事 報 告 書

私ども監事は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会議その他重要な会議に出席するほか、機構の関係者から事業の報告を聴取し、重要な書類の回付を受け、本社、各本部及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、機構の関係者及び会計監査人から報告並びに説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

2. 監査の結果

2. 1 業務監査の結果

機構の業務については、法令及び機構の年度計画、事業計画等に基づき、適正に運営されていると認めます。

2. 2 会計監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

平成21年6月22日

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構

監 事 黒 川 繁 夫 印

監 事 滝 澤 悦 貞 印

平成20事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構

理 事 長 立 川 敬 二 殿

監査法人 トー マ ツ

指 定 社 員 公認会計士 品 田 和 之 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 長 村 彌 角 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 山 真 一 印
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分にに関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第6事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第5事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- ① 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- ② 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- ③ 事業報告書（第6事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

財務諸表の注記事項Ⅱ．会計方針の変更に記載されているとおり、法人は研究開発部門における各本部等の事業推進部の経費について、業務費に計上していたが、当事業年度から一般管理費として計上することに変更した。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上